

(別添1)

造林資金の借り換え制度のご案内

—— 森林整備法人の皆様へ ——

分収林機能高度化資金・施業転換資金は、従前の標準伐期齢前後における伐期齢を長伐期に切り換える場合に、既往の造林資金を償還（借換）するための資金です。

1. 当面の償還元金を繰り延べることができます。

- 分収林機能高度化資金は、定期償還を原則としており、当面の償還元金をすべて先送りすることができます（借換のときから20年）。
- 施業転換資金については、最終償還期限は分収林機能高度化資金より長い35年（ただし、既往貸付金の借入時から通算して55年以内）ですが、据置期間15年の割賦償還となります。

2. 今なら既往の3.5～6.5%の金利が3.0～3.55%に軽減されます。

- 利息は現在の償還金の大きな比重を占めていますが、分収林機能高度化資金・施業転換資金に借り換えることにより、当面、下表のような利息軽減効果があります。

		残高1億円の場合の利息軽減額・例（10年間）							(百万円)	
造林資金の借入時の金利		6.5%	6.2%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%		
	分収林機能高度化	3.1%	3.4	3.1	2.4	1.9	1.4	9	4	
施業 転換	補助 (造林規模10ha以下)	3.55%	3.0	2.7	2.0	1.5	-	-	-	
		3.35%	-	-	2.2	1.7	1.2	-	-	
	非補助	3.0%	-	-	-	-	1.5	1.0	5	

<平成8年4月8日現在>

3. 分収林契約の契約期間（伐期）の延長が前提となります。ただし、施業転換資金は、分収林契約を延長済の場合、今後延長しようとする場合にも利用できます。

4. 「特定施業森林」の指定が必要です。

- 分収林機能高度化資金・施業転換資金は、地域森林計画において「特定施業森林」に指定されている森林が対象となります。
- 「特定施業森林」の新たな指定に係る地域森林計画の変更・樹立及びその時期については、都道府県の森林計画担当部局にお問い合わせ下さい。

農林漁業金融公庫